

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 令和4年10月27日から令和5年2月28日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16021、050482	

2 福祉サービス事業者情報（令和4年11月現在）

事業所名： (施設名) グループホームおむすび	種別： 共同生活援助		
代表者氏名： (管理者氏名) 植木 正弘 宮下 康德	定員（利用人数）： 26名(20名)		
設置主体： 経営主体： 社会福祉法人 七草会	開設（指定）年月日： 昭和55年6月1日		
所在地：〒384-0041 長野県小諸市菱平板沢1284番地2			
電話番号： 0267-23-6015	FAX番号： 0267-23-6015		
電子メールアドレス： —			
ホームページアドレス： 七草会HPトップページ (ctknet.ne.jp)			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	所長(管理者)	1人	-
	サービス管理責任者	2人	-
	生活支援員	2人	11人
	看護師	-	1人
	世話人	2人	16人
	合計	7人	28人
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)	
	・個室 … 26室	・食堂 … 5室 ・静養室…1室 ・浴室 … 5室 ・洗面所…8室 ・便所… 9室 ・集会室…1室	

3 理念・基本方針

○グループホームおむすびの理念

ごはんは一粒、一粒どれも味や形がちがうのに、おむすびはまとまって調和がとれたおいしい味になっています。一人ひとりの特徴やニーズ、地域での生活を大切にしながら、おむすびのようにまとまって調和がとれる暮らしをつくる。

○グループホームおむすび支援目標

1. 自立した生活の確立に向け、様々な生活体験を積む。
2. 同居人との関係を良好にし、ストレスのない日々の実現に努める。
3. 高齢利用者には、特段健康管理に配慮した生活の状態化に努める。
4. 近隣住民との関係を大切にし、地域住民としての自覚を育てる。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当グループホームおむすびは社会福祉法人七草会を設置者とし同法人により運営されている。七草会は5つの福祉サービスを行い、小諸市、上田市、坂城町で12事業所(令和4年11月1日現在)を展開している。そうした中、グループホームおむすびは他に4つのユニットとしてのグループホームを有し、共同生活援助としての障がい者支援サービスを提供している。

当ホームの開設は42年前の1980年6月に地域での就労と生活の場としての「おむすび長屋」の創設に遡ることができ、小諸市在住の知的障がい者と身体障がい者との自由契約による活動を開始した。その後、東京都にある社会福祉法人との連携により都内から知的障がい者を受け入れ、授産事業の開始、小諸市から受託した小規模共同作業所の開設、生活寮の開設、男子寮の新設などを経て作業所利用者のバックアップ体制を整えた。そうした変遷を経て2003年秋に長野県より社会福祉法人七草会としての設立認可を受けた。それ以降、障害者自立支援法や障害者総合支援法という障がい者支援の法律が整備・充実される中、小規模通所授産施設、生活寮のグループホームへの事業転換、新規グループホームの開設、就労支援B型事業所の開所、上田市と坂城町の作業所の参画、特定相談・障がい児相談事業所の開所、生活介護事業の新たな開始、多機能型事業所への転換など、利用者の利便性に応じた「ふつうの生活」を支援するために障がい者支援サービスを拡充し現在に到っている。

当ホームの運営母体である社会福祉法人七草会は、現在、障がい者の共同生活援助、多機能型事業所、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所、特定相談・障がい児相談事業所等を運営しており、20年以上利用している高齢の利用者もいることから健康管理にも十分配慮し一生サポートできる生涯支援を目指しつつ、自立した、また、ふつうの生活を希望する利用者に対し、生活の場、日中活動の場を提供している。

グループホームおむすびは浅間山の南山麓の菱平区にあり、上田市から軽井沢町に通じる通称「浅間サンライン」の菱平交差点信号を北へ菱野温泉方面に向かい5分ほどの標高850mの所にある。また、ユニットとしてのグループホーム七草も隣接しており、共に民家改修型の家庭的な雰囲気の中で穏やかに暮らすことができている。同じくユニットとしてのグループホーム芦原は住宅街の中にあり自立度の高い一般就労も可能な利用者が明るい建物や居室で自由な暮らしを満喫している。更に、同じくユニットとしてのグループホーム与楽町は一般のアパートを借り上げて利用者の自立を目指しており、グループホーム天池は別荘地内の元寮を改修したもので静かな環境の中でゆっくりと暮らすことができている。いずれのホームも利用者の希望に合わせて対応ができ、夜間や休日に利用者が自由に暮らせる場を保障するため、色々なタイプを揃え、選択肢を広げている。

グループホームおむすびや他のユニットの4グループホームでは入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の支援、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行い、休日の日中活動とあわせて、こうしたサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援している。

現在、当ホームでは東京都や東信州地域各地からの20名の利用者が生活をしており、男性14名・女性6名、平均年齢が57歳、在籍年数の平均が6.9年、支援区分ではほとんどの方が軽度・中度で、20年以上継続し利用している方も20%ほどおり、また、入所から3年未満という方まで幅広く、利用者の90%が自立歩行でき、食事や排泄、入浴、着脱衣についても一部支援を受ける方はいるものの自立度も比較的高い。新型コロナ禍という未曾有の経験をする中、当ホームの事業計画の「支援内容」として様々な工夫が凝らされており、ホーム内や日中支援事業所との連携を密に行い、季節のメリハリが感じられる行事やレクリエーションに取り組んでいる。

当ホームの理念の一節には「地域での生活を大切にしながら、おむすびのようにまとまって調和がとれる暮らしをつくる」としており、また、支援目標に「近隣住民との関係を大切にし、地域住民としての自覚を育てる。地域に開かれた施設を目指して地元地区との様々な交流を図る」と

掲げている。新型コロナウイルス禍では難しいが、平常時であればホームのある地元地区で行われる行事へも可能なものに参加し、近所の人々とも世話人などを通じて、ごく普通のご近所づきあいをしている。

当法人の40年以上に及ぶ運営の間に障害者支援制度が大きく変わり、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと変遷する中、共同生活援助、多機能型事業所、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所、特定相談・障がい児相談事業所等という日中と夜間のサービス提供で事業基盤を作り、現在かつての知的障がい者を主としたサービスからウエイトは少ないものの身体障がい、精神障がいに当てはまる利用者が加わり共同生活を営んでおり、地域のニーズに呼応できる体制を整備している。

5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	今度が初めて
---------------	--------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇特に良いと思う点

1) ふつうの暮らしの支援

グループホームは障害のある人たちの「障がいがあっても地域の中で暮らし続けたい」という思いからスタートしたといわれている。「障がいのある人たちの地域の中でふつう暮らしの実現」を目指して、各地で障がいのある人と支援者・運営者が、ともにグループホームの実践を積み重ね、その蓄積が国のグループホーム制度へとつながってきたという。

障がい者を支える法律はさまざまな課題を抱えているが、その目的として障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを掲げ、入所施設や病院を出て、その人の希望する地域で暮らすことを実現するための施策を打ち出しているのではないかとと思われる。

障害者総合支援法の前障害者自立支援法になって、グループホームの内容は大きく変わったといわれている。グループホームが「住まい」であることを考え、住み慣れた地域での暮らしとしてとらえるようになり、小さな単位の生活も可能となり、小規模な暮らしを望む人にとっては一歩、前進したのではないかとされている。

「地域で暮らす」という言葉には、特別な環境（特別の建物・特別の生活・特別の指導訓練・特別の人間関係）ではなく、普通の環境（普通の家・地域住民として普通の生活・必要な支援と自己決定・地域社会との付き合い）の中で一人の住民としてその役割を分担しながら暮らしていくという意味があるといわれている。

グループホームが障がいのある人たちの「地域の中」にある「ふつうの暮らしの場」であること、利用者自身の「自分にあった自分の暮らし」を実現できる場であることを大切に、グループホームおむすびを核とした5つのグループホームでは42年前、1980年6月の就労と生活の場としての「おむすび長屋」創設時からの思いを守り続け、利用者の支援に当たっている。

一方で、グループホームは、小規模な生活の場であるがゆえに密室化しやすく、支援員や世話人の孤立や、支援側主導の管理された暮らしを生む危険性も同時にはらんでいるともいわれている。当グループホームでは生活の主体者はあくまでも利用者であるとし、共同生活援助というサービスを提供する生活支援員やサービス管理責任者、世話人が一方的に支援しやすいように決めたりしないようにしている。自立度の高い利用者が多いことから利用者自身が自分で自分の生活を考え、どうすればいいか決めるように支援していく姿勢を保持している。

ホームとしての事業計画の支援目標に「近隣住民との関係を大切にし、地域住民としての自覚を育てる」とし、同じ法人や他法人の施設・事業所と連携を図り、入所支援施設として自施設で完結するだけでなく、地域他施設・事業所と連携を図り、利用者本位の支援を進めようとしている。また、非常災害に備え、口頭ではあるが地元区との応援協力協定について合意しており、福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援もできるようになっている。

当ホームとして生活のルールをグループホームスタッフが勝手に決めてしまうことのないように留意しており、ルールはグループホームを運営管理する側との約束ではなく利用者同士の約束で、うまく行かないときは時間をかけて、利用者同士で話し合っているとの言葉が利用者イン

インタビューからも聞かれている。利用者が、「決めさせられた」「決まっていた」「やれと言われた」と感じることなく、「自分の暮らしは自分でつくる」という「ふつうの生活」を職員が一丸となって支えている。

2) 新型コロナ禍での感染対策と利用者の満足する食事の提供

グループホームにおける援助の中で毎日欠かせないのが食事であり、毎日のことだけに献立をどうするか、栄養のバランスはとれているか、生活習慣病と食事との関係、食中毒や感染症への対応等々、気をつかうことが多いものと思われる。

ホームでは新型コロナ禍で利用者の中には自分の不調をうまく表現できない人もいることから本人からの訴えに耳を傾けつつ、表情、声の様子、体温、元気さ、食べ具合等、得られるさまざまな情報を感じ取りながらふだんの様子と変わらないかを把握している。感染症についての責任者は管理者と看護師が担い、感染症の予防や発生時における利用者の安全の確保のため「感染症マニュアルの整備」「感染症関連の研修」等に取り組み周知徹底している。感染症の予防策として「インフルエンザ・新型コロナウイルス」のワクチンの接種、3密の回避ができるように環境整備をしている。新型コロナ感染予防のため基本的に職員は勤務前の消毒(エタノール)と手洗い(石鹸)を実施し、食堂スペースの机、椅子などの消毒も行い予防に努めている。利用者にも食前の手洗いは必ず行ってもらい(手指の洗い方など掲示し、意識づけ)、マスクは食べる時だけ外すようにし、パーテーションも使用している。ふきんや台ふきについては毎日、次亜塩素酸消毒を行っている。更に、職員の声掛け・付き添いで手洗い等、スタンダードプリコーション(標準予防策)を確実にい行い感染予防を徹底している。また、マニュアルは適宜見直しがされている。消毒液や感染予防のセットなどは随時チェックし、いつでも補充できるようになっている。

日常生活支援では個別支援計画に基づき基本的なサービスの提供を行っている。特に食事は利用者の楽しみの一つであり、調理専門の職員により「美味しく、時季にあった食べたいものが食べられるように」嗜好調査を実施している。

栄養管理、健康面を加味した献立づくりを心がけており、利用者への嗜好調査を実施し、食べたい献立や好きな献立を調査し提供することで、また、出来立てのものを食べられるようにし利用者の満足度を身近に感じることができようになっている。利用者へのインタビュー調査の「ご飯を作る人と分量や味・好き嫌いについて話していますか」という問に対しても回答をいただいた方のうちのほとんどの方が「はい」としている。

また、当グループホームの生活の場では、自分が今日体調が悪くて、一緒に食事をしたりテレビを見たりするのがしんどいときは自室で食べることも可能で、利用者の年齢や身体状況、環境によって考えながら支援が必要な場合には、本人の訴えに基づいて対応している。

当ホームでは調理をしている職員とカウンター越しに話すことができ、グループホームでつくる食事が利用者にとっては「自分のために食事をつくってくれる人がいる」ということを実感できる関わりとなっている。グループホームの支援員や世話人は利用者の食べっぷりから体の様子を感じ取り、好き嫌いの激しい人がいれば「どうすれば食べてくれるだろう」とさまざまな工夫を重ねている。食事を通して結ばれる利用者とグループホーム職員との絆が重要なものであることを当ホームの「食」への取り組みから改めて感じる事ができた。

3) 個別支援計画の策定による目標実現のための支援

当ホームの支援計画作成のプロセスとして、サービスの開始にあたっては、利用者のプロフィール及びアセスメント票で日常生活動作、健康、コミュニケーション、社会的活動等の生活全般にわたるシートを作成し、更に、利用者本人や家族からの聞き取りによって得られたニーズ(主訴及び支援の方向性)を加え、自己決定を尊重しながら支援目標を設定し個別支援計画を作成している。

またサービス変更時にもサービス管理責任者や支援担当職員が中心となって、本人や家族の意向を確認しながら進めている。また、個別支援計画の評価として内容や生活全般について生活の中で話し合いをしたり、選択をしてもらい、その後に感想を聞くなど利用者の満足度を確認している。また利用者の言動や職員からの気づきは職員会議で共有・検討し、利用者への支援としてフィードバックしている。

一人ひとりの個別支援計画作成に当っては新型コロナ禍で参集することは難しいが利用者、サービス管理責任者、実際にサービスを提供する支援担当職員の三者間で書面を遣り取りし共同で行い、求められる視点や支援計画作成のプロセスを重視し、計画に基づき利用者本人中心の「個別支援」をどう実践するか、具体的な流れを、相談支援時の状況把握、アセスメント、個別支援

計画の作成、個別支援計画の実施、中間でのモニタリングと修正、終了時評価とし、次期の計画を立案している。

当ホームでの福祉サービスの標準的な実施方法については個別支援計画の「サービス等の内容・頻度・時間」を一人ひとりの標準的な実施方法として捉えており、必要に応じて一人ひとりの利用者の支援内容が見直され、利用者毎の支援目標達成度が個別支援計画評価表に記載され見直しの基となっている。また、職員が業務の中で気づいたことや利用者との関わりの中で感じたことなども取り上げられ、支援計画の適宜見直しに繋げている。標準的な実施方法についての検証、見直しが定期的に行われていることが当ホームのケア記録、職員インタビューなどからも確認することができた。

◇改善する必要があると思う点

1) 中・長期計画の策定

法人や就労支援B型事業・生活介護・当ホームなど、それぞれの単年度の事業計画や収支計画が作成されているが、中・長期計画は文書として確認することができなかった。

社会福祉法人を取り巻く環境は日々変化しており、社会福祉法人に期待される役割はますます大きくなっているといわれている。このような状況において、社会福祉法人が取り組むべき中・長期計画とは基本理念、経営理念をもとに地域の福祉的ニーズや経営環境の変化を反映し、社会福祉法人に求められる使命を果たすために、また、めざすべき将来像に向かった経営革新を事業として遂行する実行計画とし「見える化」するものであるといわれている。

また、中・長期計画とは、法人を取り巻く環境を踏まえ、「めざすべき将来像（基本理念等）」へ到達するために、組織として取り組むべきことを示した「道標」といえるのものであるともいわれている。

更に、中・長期計画の策定にあたって役職や職種・部門・部署を越えて職員が共通理解の下、共に創意工夫を凝らして考え、それぞれの役割を全うすることにより、組織力・経営力が高まるともいわれている。法人の進むべき方向性が明確になれば、職員も安心して働くことができるのではないかと思われる。

事業を継続、発展させる営みとして中・長期計画を策定、実施することで、法人内だけでなく、社会や国民に対する説明責任を果たし、社会福祉法人への信頼を得ることにもつながるのではないかと思われる。今後、変化するニーズや福祉施策の動向を踏まえ、法人や各事業所の進むべき方向性を「中・長期事業経営収支見込」等の数値目標とともに明らかにされていくことを期待したい。その達成のためにも法人の中・長期計画(3～5年程度)の作成に努められることを期待したい。

2) 利用者満足向上のための利用者会的な場の立ち上げと法人の保護者会の再開

利用者の満足を定期的に把握する取り組みとして、食事の嗜好調査の実施、個別支援計画のモニタリング、担当者によるヒアリング等、様々な場面で取り組みを行っている。また、業務日誌やケース記録の記述からも、日頃から職員は利用者から相談を受けており、その時々において傾聴に努めていることも窺え、利用者の言動や職員の気づきは職員会議で共有や検討もされ、利用者への支援としてフィードバックされている。個別支援計画は実践状況を半年ごとにモニタリングし、個別面談でも意向を聴取している。

そうした中でも、利用者が日頃言いにくいことがあるものと思われ、また、当ホームの利用者の自立度が高いことから、利用者会的な場を設け利用者の意思表示の機会としての機能が権利擁護やサービスの向上にも寄与するものと思われる。また、特に互選による役員選出によって通常の作業や活動の中では得られない自己決定・自己選択の機会の提供にもなるのではないかと思われることから、随時出される一人ひとりの意見、要望等に対応だけでなく、利用者会的な定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進められていくことを期待したい。

更に、家族等の集まる機会が新型コロナ禍の前には法人の保護者会として実施されており、現在、感染の影響を受け自粛ぎみとなっている中保護者の元におたより等を送付し、より具体的にわかるようにしているが、今後、新型コロナの感染収束の暁には職員がその保護者会等に出席し当ホームの事業計画を説明し活動への理解に繋げ、保護者の満足度を把握する意味からも法人の保護者会を再開されることを期待したい。

3) ボランティアの受け入れについて

障がい者の入所支援という特性上、受け入れをする職員もシフト勤務で実際の受け入れが難しく、また、極「ふつうの家」「ふつうの生活」を目指していることから、当ホームとしてはボランティアの受け入れについて特にマニュアル等は定めていない。法人の就労支援B型事業所などでは「ボランティア・地域活動」の一環として中学生や高校生などの職場体験学習などを受け入れているが、現在、新型コロナ禍ということで難しくなっている。

障がいのある人たちが地域で暮らす「暮らし方」は多種多様で、「地域の中で暮らしたい」という思いは共通であっても、「一人で暮らす」「仲のいい人と一緒にアパートで暮らす」「グループホームで暮らす」など、ライフスタイルはさまざまではないかと思われる。生活するために支援を必要とする場合にも、ヘルパー派遣制度の利用、グループホームで支援を受けながら暮らす、訪問看護の利用、ボランティアの活用、さまざまな援助を組み合わせるなど、その人の求めるものに合わせてさまざまな支援の仕方があるように思われる。

新型コロナ禍が長期化する中で、今後は利用者の余暇支援などにボランティアの協力を得られるかどうか検討され、平日のボランティアは無理であるが土、日の行事などに参加してみたいという方、定年後の余暇の時間を何かに活かしたいと考えている方、福祉に興味のある方などに声を掛け、受け入れについての登録手続き、事前説明等についても法人あるいは当ホームとして明確にされることが望まれる。

更に、利用者への理解を深めるためとボランティアの定着化を目指し、障がいの特性等に関わる研修や学習会などを定期的実施されていくことも期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添1）、内容評価項目のA-1利用者の尊重と権利擁護、A-2生活支援（別添2）

8 利用者調査の結果

聞き取り方式で実施。

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第2条第1項の規定により、有効回答者数が10人未満のため、非公開とします。

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 5年 2月28日）

このたび第三者評価を受けました。しっかりと書類の確認や入居者の方や職員へ聞き取りも行っており、管理者の私としては初めてのことで緊張することが多かったです。

実際に外部の方に来所頂き、グループホームの実情を見て頂き、緊張することは多々ありましたが、透明性や福祉サービスの提供において大事な事だと学びました。

利用者会がない、入居者の方へ第三者委員会の周知が徹底されていない、など評価員の方より指摘を受ける中、全国の他グループホームで行っている積極的な取り組みも学びました。

他、入居者の方より満足している面も伺い励みとなりました。第三者評価を受けてよかったと考えております。

今後の課題も見つかり、第三者委員会の周知やボランティアの受け入れなど、当グループホームにおいて足りていない部分を少しずつ前向きに改善していきたいと考えております。